

評価実施事業総括表

所管課	事業名	路線又は箇所名等	再評価の理由	対応方針	事業主体	備考
下水道課	江戸川左岸流域下水道事業	江戸川左岸処理区		継続	県	
"	船橋市公共下水道事業	江戸川左岸処理区、印旛処理区、西浦処理区、小室第2排水区		継続	市	
"	野田市公共下水道事業	江戸川左岸処理区、南部2排水区他		継続	市	
"	流山市公共下水道事業	江戸川左岸処理区、流山第一排水区他		継続	市	
"	浦安市公共下水道事業	江戸川左岸処理区		継続	市	
"	手賀沼流域下水道事業	手賀沼処理区		継続	県	
"	松戸市公共下水道事業	手賀沼処理区、江戸川左岸処理区		継続	市	
"	柏市公共下水道事業	手賀沼処理区、江戸川左岸処理区、大堀川排水区他		継続	市	
"	鎌ヶ谷市公共下水道事業	手賀沼処理区、印旛処理区		継続	市	
"	印西市公共下水道事業	手賀沼処理区、手賀第一排水区他		継続	市	

再評価の理由：

事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後、10年間を経過した時点で継続中の事業

事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業

事業採択時における予定事業実施期間が5年超で、かつ事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業であって、予備的な検討を行った結果、再評価が必要とされた事業

再評価実施後一定期間(5年・10年)が経過している事業(再再評価事業)